

○瑞浪市民の歯と口腔の健康づくり推進条例

平成 26 年 12 月 22 日条例第 46 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する市民の自主的な努力を促進すること。

(2) すべての市民が必要な、地域格差のない歯科口腔保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。

(市の役割)

第 3 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び岐阜県との連携を図りつつ、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を計画的に実施するよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第 4 条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、市が市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関して実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育・福祉関係者等の役割)

第 5 条 歯と口腔の健康づくりにかかわる教育関係者及び福祉関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関して積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業者で雇用する従業員の歯科検診及び保健指導を受ける機会を確保するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、生涯にわたって自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市の基本的施策)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本的施策として次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識を高める取組及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発を行うこと。

(2) 市民が定期的に歯科に係る検診を受けるとともに、必要に応じて歯科保健指導を受けることを促進すること。

(3) その他市民の歯と口腔の健康づくりに必要な施策の推進に関すること。

(計画の策定)

第9条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を計画的に実施するため、基本的な計画を定めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。